

「知って安心、あなたの暮らし！～医療・介護・遺言・後見のしくみ～」
第1部「あなたの将来に必要な制度のあれこれ」～ある夫婦のおはなし～

「MSWの関わり」

～とにかく困ったら何でも相談しましょう～

2014年11月23日（日）
地方独立行政法人大牟田市立病院
MSW（メディカルソーシャルワーカー）
北嶋 晴彦

本日みなさんにお伝えしたいこと

MSW（医療福祉相談員）を活用しましょう

高額療養費制度を知っておきましょう

※高額療養費の限度額は平成27年1月から変わります。

わからない事は遠慮なく相談しましょう

病気が引き起こすさまざまな不安や悩み



からだ

麻痺がある
話せない
飲み込みが困難

こころ

将来への不安
心配 悩み
ストレス うつ

暮らし

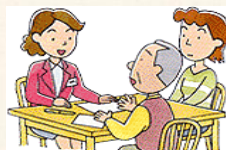
仕事
家族のこと
お金のこと
日常生活

MSW(メディカルソーシャルワーカー)とは？

医療ソーシャルワーカー(MSW)は、主に医療機関で働く医療福祉相談員のことです。

病気が引き起こす、「からだ(身体)・こころ(精神)・くらし(生活)」についての不安や問題を伺い、一緒になって解決方法を考えて行く専門家です。

地域の保健・医療・福祉機関と連絡をとりあい、医療や福祉のサービス紹介や利用を通して、療養の継続(リハビリ)や生活の支援を行っています。



※相談した内容は、相談者の同意なしに口外する事はありません(個人情報保護)。

脳卒中の地域連携(リハビリの経過)

■ 脳卒中地域診療計画【患者本人及び家族用】				有明地区脳卒中連携協議会	
氏名		年齢		ID	
発症日	平成	年	月	日	
病名	☐ 脳梗塞 ☐ 脳出血 ☐ くも膜下出血				
症状	☐ 意識の障害 ☐ 運動の障害 ☐ 言葉の障害 ☐ 摂食の障害 ☐ 認知の障害 ☐ 排尿の障害				
分類	急性期病院 → 回復期病院 → かかりつけ医 自宅 介護療養施設				
目標	病状の安定化		日常生活動作の向上		日常生活動作の維持／再発予防
内容	☐ 脳を詳しく調べます ☐ 点滴治療を行います ☐ 再発予防のお薬を始めます ☐ 合併症の対策を行います ☐ 手術を行います		☐ 起き上がりの訓練を行います ☐ 車椅子移乗の訓練を行います ☐ 歩行の訓練を行います ☐ 日常生活の訓練を行います (食事、トイレ、洗面、入浴など)		☐ 再発予防の診療を行います ☐ 日常生活動作の維持訓練を行います
	急性期リハビリ ○病態に応じ、治療と併行して リハビリテーションを行います		回復期リハビリ ○後遺症の軽減、日常生活動作の 訓練を行います		維持期リハビリ ○回復した機能の維持に努めます
説明	病状や予後について説明します 治療方針にご同意いただきます		機能回復の見込みについて説明します 治療方針にご同意いただきます		食事、運動の指導を行います 日常生活動作維持の方法を指導します
期間	10～28日		1～3ヵ月		それ以降
説明日	年	月	日	説明者:	本人家族:

入院費の内訳

$$\text{治療費} + \text{食事代} + \text{自費 (居住費)} = \text{入院費}$$

- ✓入院と外来は別計算になることもあります
- ✓「自費」はオムツ、病衣、個室代などです。
- ✓療養病床(病院)では「居住費」の負担があります。
- ✓入院費では見えにくい負担金もあります。

→ 洗濯代 家族の交通費 見舞いの時間

✓ほか

医療費自己負担割合の区分

未就学
2割

小学生～69歳
3割

70歳～74歳
1～3割

75歳以上
1割(3割)

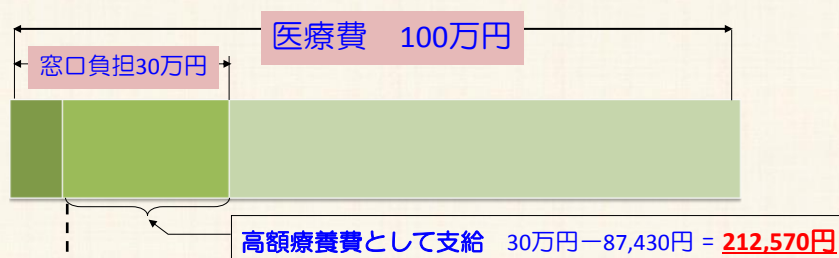
- ✓市町村によって負担軽減処置があります
- ✓70歳以上は所得や障害などによって異なります
- ✓所得や障害により負担金額の上限も異なります



高額療養費制度とはこんな制度です

医療機関や薬局の窓口で支払った額(※)が、暦月(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、**その超えた金額を支給する制度**です。
※入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

＜例＞ 100万円の医療費で、窓口の負担(3割)が30万円かかる場合



負担の上限額 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = \mathbf{87,430円}$

➡ **212,570円を高額療養費として支給し、実際の自己負担額は87,430円となります。**

負担の上限額は、年齢や所得によって異なります①

75歳以上の医療費

このパンフレットで詳しく解説されています。
大牟田市役所(保険年金課)でも相談ができます。



平成26年度版

75歳以上の方すべてが対象 後期高齢者医療制度の お知らせ

もくじ

対象者(被保険者).....2頁	高額療養費の支給・計算額.....8頁
保険証.....2頁	高額介護合算療養費の支給.....9頁
保険料と医療費の負担の仕組み.....3頁	入院時食事(生活)療養費.....9頁
他人ごとの保険料の計算方法.....3頁	療養費の支給.....10頁
保険料の軽減措置.....4頁	(医療費を全額自己負担したとき)
保険料の具体例.....5頁	特定疾病の治療.....10頁
保険料の減免.....5頁	葬祭費の支給.....10頁
保険料の納め方.....6頁	健康診査の実施.....11頁
負担区分(医療費のお支払い).....7頁	こななときは市(区)町村窓口へ.....11頁
	県内医療費・受診マナー.....12頁

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方々の心身の特性に応じた医療を提供するとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するため、その医療費を国庫全体で支える制度です。

わからないときは... **「お問い合わせセンター」をご利用ください!**
(保険料の支払い方法や郵便など市(区)町村でなければならぬ場合があります。)

受付時間 平日 朝8時30分～夕方5時30分
(土・日・祝日はお休み)

電話 092651-3111
(※間違い電話が多くなっておりますので番号をご確認ください。)

FAX 092651-3901
(※FAXは、言語・聴覚等に障害がある方向けです。)

【ホームページ】<http://www.fukuoka-kosai.jp/> / 【住所】〒812-0044福岡市博多区千代4丁目1番27号

福岡県後期高齢者医療広域連合

負担の上限額は、年齢や所得によって異なります②

70歳以下の医療費

「**限度額認定証**」を提示すれば、医療機関窓口での負担が、自己負担限度額までとなります。70歳以上の方は、「**高齢受給者証**」の提示で限度額対応できますが、**低所得の方は手続きが必要です。**



右の文書は大牟田市立病院で使用しています。
(入院患者さんへ配布)

70歳未満の方は 入院前に必ず申請してください

当院に入院・通院された場合、窓口にて『**限度額適用認定証**』または『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』を提示すれば医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ国保・各社会保険事務所・各事業所に申請し、交付された「限度額適用認定証」を窓口で提示することで、支払いが自己負担限度額までとなります。なお、限度額適用認定証は必ず保険証に添えてご提示ください。限度額適用認定証の提示がない場合は、入院中の医療費は自己負担限度額までではなく、3割(2割)の負担となりますので、ご注意ください。

※70歳以上の、課税世帯の方は「認定証」の申請の必要はありません。窓口で「高齢受給者証」を提示いただくことで、この制度が適用されます。低所得Ⅰ・Ⅱ(市民税非課税世帯)の方については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

■自己負担限度額(月額)

所得区分	3割までの限度額	4割以上の限度額
(A)上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
(B)一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
(C)市民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12か月間に、高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

■食事代の減額 ※(C)市民税非課税世帯の方は、入院中の食事代も減額されます。

所得区分	食事代の減額(1食につき)
(A)上位所得者、(B)一般	260円
(C)市民税非課税世帯	過去12か月の入院日数が90日を超えて入院 210円 過去12か月の入院日数が90日を超えて入院 160円 70歳以上で低所得Ⅰの方 100円

申請に必要なもの ●健康保険証 ●印鑑 (認定証)

【申請を受けた人へ、過去1年間の入院日数が90日を超える人は次の書類も必要です】
●標準負担額減額認定証 ●入院期間を確認できるもの(領収証など)
●資金通帳(月の途中で91日目に該当する場合は差支実施のために必要です)

【高額療養費】
12か月以内に高額療養費制度の4回以上利用、世帯合算および外労分の合算など、高額療養費が支給される場合があります。詳しくは、国保・各社会保険事務所へお尋ねください。

※「不明な点は、入院・通院受付または医療計画課へお尋ねください。」

大牟田市立病院 入院・退院受付

さらに負担を軽減する仕組みや制度もあります。

※本人の条件によって受けられる内容が異なります。

✓高額療養費制度(ひと月あたりの限度額)

「世帯合算」・・・同一世帯。21000円以上の場合。

「多数回該当」・・・直近12か月間に3回以上の場合。

※4回目から適用。

✓高額介護合算療養費

✓傷病手当金

✓身体障害者(手帳)

✓障害年金

✓医療費控除

✓ほか



「食事代」と「居住費」の負担

負担区分		一般病床	療養病床※1			
			右に該当しない方		入院医療の必要性の高い方	
		食事代	食費	居住費	食費	居住費
現役並み所得者、一般		260円	※2 460円	320円	260円	0円
区分Ⅱ	90日までの入院	210円	210円	320円	210円	0円
	90日を超える入院	※3 160円			※3 160円	0円
区分Ⅰ		100円	130円	320円	100円	0円
	老齢福祉年金受給者		100円	0円		0円

出典:「後期高齢者医療制度のお知らせ(平成26年度版)」p9

✓食事は一食あたりの金額です

✓区分Ⅱ・Ⅰは非課税世帯です

✓療養病床は「居住費」の負担があります

※療養病床は、長期の療養を必要とする病床です



その他の負担(自費)

●医療機関で支払うもの(一部)

病衣(ねまき)

個室

オムツ

テレビ視聴

ほか



●医療機関以外での負担(一部)

洗濯(クリーニング)代

家族の見舞い通院

時間的な費用

ほか



まとめ:「困ったことがあったらMSWへ相談しましょう。」

- 1人で悩まず、まずは相談してみましょう
- 正確な情報はあなたの「力」になります
- きっとあなたを支えてくれる人がいます

本日みなさんにお伝えしたいこと

MSW(医療福祉相談員)を活用しましょう

高額療養費制度を知っておきましょう

わからない事は遠慮なく相談しましょう

QOL向上
(生活の質)

